

造林未済地解消事業のご案内

～人工林資源保続支援基金～

北海道の豊かな森林を未来に引き継ぐために、
人工林伐採跡地で植栽しませんか？



『造林未済地解消事業』とは？

植栽に対する森林所有者の負担を軽減し、森林所有者の植栽意欲を喚起するため、様々な事情により、公共造林事業のほかに道や市町村の事業による補助を受けることができない森林で行う植栽に対して助成を行い、造林未済地の解消を推進します。

助成内容

■ 助成対象

公共造林事業のほかに道や市町村の事業による補助を受けることができない個人が所有する森林で行う植栽で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和3年(2021年)3月31日以前に伐採が終了した人工林伐採跡地に、森林経営計画に基づき行う植栽
- (2) 伐採跡地等を取得し、森林経営計画を策定して行う植栽
- (3) 森林経営計画に基づく人工林伐採跡地に行う植栽
- (4) 森林経営計画に基づかない人工林伐採跡地に、森林経営計画を策定して行う植栽

■ 助成対象者

森林経営計画策定者又は森林所有者から造林事業を受託した者

■ 助成額

道が定める標準経費の26%以内

■ 助成要件

- ・公共造林事業のほかに道や市町村の事業による補助を受けることができない理由を実施報告書に記載すること。
- ・事業の実施に当たっては、低コスト施策を実践し、取り組んだ内容を実施報告書に記載すること。

令和5年度事業の申請について

■ 申請方法

助成を希望される方は、予め、助成内容に示す要件を満たすことをご確認の上、事業の終了後、交付申請書及び関係書類を以下の提出先まで郵送、FAX、電子メール又は持参により提出してください。

■ 申請期限

令和6年2月29日

■ 申請書類

交付申請書、実施報告書、森林計画図、実測図(写)、森林経営計画書(写)、造林事業補助金等交付内訳書(写)、納税対応状況申出書、受委託契約書類(写)

■ 提出先及び問い合わせ先

提出先：人工林資源保続支援基金事務局（北海道森林組合連合会内）

住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1-9

TEL：011-621-4293(代表)

FAX：011-644-3707

E-mail：shinrin-seibi@doshinren.or.jp

■ その他

詳細は、別紙「令和5年度造林未済地解消事業の実施について」又は<http://www.doshinren.or.jp/> をご覧ください。

人工林資源保続支援基金の仕組み

造林未済地解消事業は、人工林資源保続支援基金を活用しています。

【基金の目的】道内の人工林資源を活用する企業等が、その育成に貢献するために自主的に拠出する協力金を活用し、人工林資源の保続、森林資源の循環利用を図ること

造林未済地解消事業の実施者(助成対象者)

公共造林事業のほかに道や市町村の事業による補助を受けることができない森林で、植栽を実施



植栽

申請 → 交付

※令和4年度は、当基金により、造林未済地解消事業のほかクリーンラーチ探種圃管理事業、造林意欲増進事業を実施しています

人工林資源保続支援基金

管理・運営委員会：北海道造林協会、北海道木材産業協同組合連合会、北海道山林種苗協同組合、北海道市長会、北海道町村会、北海道などの関係団体等の実務責任者で構成

- ・基金の予算、決算及び事業計画の策定
- ・協力金の活用方法の検討 など



■事務局 北海道森林組合連合会
・協力金の活用方法の検討 など

実績報告

協力金拠出
事業内容の意向

拠出者

拠出者：生産、流通、製品加工の過程で、素材を直接取り扱い一次加工製品を製造する企業等

拠出額の目安：企業等が取り扱う1年間の素材の数量に一定の単価を乗じた金額

- ・製材系 素材1m³あたり 10円
- ・チップ系 素材1m³あたり 5円

●協力金拠出企業 令和4年度の実績(順不同)

- 丸玉木材(株)
- 物林(株)
- 北海道森林組合連合会